特区・地域における特例措置（令和７年度～令和８年度）

特例措置			観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業振興地域（同特別地区）	産業ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ促進地域	国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区
特区・地域の範囲			沖縄県全域	那覇市等24市町村	那覇市等5市村	沖縄県全域	那覇市等5市の一部、うるま・沖縄地区、南風原・八重瀬地区	名護市
課税の特例	国税	所得控除［40%控除］	―	―	○※1	―	○※1	○※1
		投資税額控除［機械装置 15%／建物等 8%／＊限度額あり、4年繰越可］	○［構築物 8%］	○※1［構築物 8%］	(○)※1 ※2［構築物 8%］	○※1［構築物 8%］	○※1	○※1
		特別償却［機械装置 50%／建物等 25%／＊限度額あり］	―	―	―	○※1［機械装置等 34%／建物等 20%／構築物 20%］	○※1	○※1
		保税地域特例	―	―	―	―	○	―
		エンジェル税制	―	―	―	―	―	○
	地方税	事業税、不動産取得税、固定資産税の減免	○	○	(○)※2	○	○	○
		事業所税の軽減	○	○	(○)※2	○	○	―
中小企業信用保険法の特例			○	○	○	○	○	○
中小企業投資育成株式会社法の特例			○	○	○	○	○	○
対象施設又は対象事業			・ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設（ﾃｰﾏﾊﾟｰｸ等6施設） ・教養文化施設（劇場等5施設） ・休養施設（ｽﾊﾟ施設等3施設） ・集会施設（結婚式場等4施設） ・販売施設	・電気通信業（右記含） ・ｿﾌﾄｳｪｱ業（右記含、パッケージソフトウェア業を除く） ・情報処理・提供ｻｰﾋﾞｽ業（右記含） ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ付随ｻｰﾋﾞｽ業（右記含）	・ﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ ・情報通信機器相互接続検証事業 ・受託開発ｿﾌﾄｳｪｱ業 ・情報ｼｽﾃﾑ開発業 ・ｼｽﾃﾑｲﾝﾃｸﾞﾚｰｼｮﾝｻｰﾋﾞｽ業 ・組込みｿﾌﾄｳｪｱ業 ・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟｾﾝﾀｰ ・ｾｷｭﾘﾃｨﾃﾞｰﾀｾﾝﾀｰ ・ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽｻｰﾋﾞｽ業 ・ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝｻｰﾋﾞｽﾌﾟﾛﾊﾞｲﾀﾞ ・情報ｾｷｭﾘﾃｨｻｰﾋﾞｽ業	・製造業 ・倉庫業 ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・電気業 ・自然科学研究所 ・特定のｶﾞｽ供給業	・製造業＊ ・倉庫業＊ ・特定の無店舗小売業＊ ・特定の機械等修理業＊ ・航空機整備業＊ ・卸売業 ・道路貨物運送業 ・不動産賃貸業（一定規模の貸倉庫） ※所得控除は＊のみ対象 ※保税地域特例は上記以外の事業を含む全ての事業が対象	・金融関連産業（銀行業、保険業、金融商品取引業等） ・情報通信関連産業（電気通信業、ｿﾌﾄｳｪｱ業、情報処理・提供ｻｰﾋﾞｽ業等） ・観光関連産業（宿泊業、娯楽業） ・農業・水産養殖業 ・製造業等（製造業、経営ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ業）

※1 所得控除、投資税額控除、特別償却は、選択制。
※2 別途、情報通信産業振興地域の特例措置を受けるための申請が必要。